

# 解体工事等に着手する前に

建築物・工作物の解体工事等を行う場合、また、工事に伴い発生する廃棄物の処理を行う場合には、様々な法律や条例に基づく規制があります。法令等を遵守し、適正な工事を行ってください。

## 建設リサイクル法に基づく届出について

### ■事前の届出義務

- 一定規模以上の建築物・工作物に関する建設工事(対象建設工事)については、発注者又は自主施工者により届出が必要です。(建設リサイクル法第10条)
- 届出前には法令等で定められた基準により事前調査が必要です。届出後において、特定建設資材・その他に、付着した吹付け材等石綿含有の有無が判断できない建築材料を発見した場合には、直ちに、工事を中止すると共に関係機関に連絡をし、その指示に従ってください。  
(建設リサイクル法第9条第2項、同法施行規則第2条)

石綿等(アスベスト)を発見した場合は速やかに連絡を！  
連絡先 秋田市都市整備部建築指導課 電話 018-888-5769

## 石綿(アスベスト)の飛散防止について

### ■事前調査の実施・報告

- 建築物・工作物の解体・改造・補修工事を行う場合は、石綿含有建材の使用の有無について、設計図書、目視、分析等による事前調査が必要です。(石綿則第3条、大防法第18条の15、建設リサイクル法施行規則第2条)
- 一定規模以上の工事を行う場合は、石綿含有建材の使用の有無に関わらず、事前調査結果を電子システムにおいて秋田市長に報告が必要です。(石綿則第4条の2、大防法第18条の15第6項、大防法施行規則第16条の11)

### ■解体等工事現場における掲示

- 調査の記録(写し)を備え置くとともに、調査結果を公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。  
(大防法第18条の15)
- (石綿含有建材の使用が判明した場合)作業内容等を公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。  
(大防法施行規則第16条の4)

### ■解体等工事に関する必要な手続

手続の内容	提出先	レベル1	レベル2	レベル3	提出時期
		吹付け石綿	断熱材 保温材等	仕上塗材 スレート等	
事前調査・分析調査の実施、掲示、記録保存 〈石綿則第3条〉	—	○	○	○	
事前調査の実施、発注者への説明、掲示 〈大防法第18条の15〉	—	○ 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事に該当するか否かについて			
事前調査の実施 〈建設リサイクル法施行規則第2条〉	—	○ 特定建設資材に付着した吹付け石綿等の有無等、対象建築物等に関する調査			
作業計画の作成、周知 〈大防法施行規則第16条の4〉〈石綿則第4条〉	—	○	○	○	
事前調査結果の報告 〈石綿則第4条の2〉 〈大防法第18条の15、大防法施行規則第16条の11〉	石綿事前調査結果報告システムによる電子報告	【報告が必要な規模要件】 建築物の解体:対象の床面積の合計が90㎡以上 建築物の改造・補修、工作物の解体・改造・補修: 請負金額の合計が100万円以上			作業の開始前まで
工事計画届 〈安衛法第88条第3項〉	秋田労働基準監督署 安全衛生課018-865-3671	○	○	—	作業開始日の 14日前まで
特定粉じん排出等作業実施届出書 〈大防法第18条の17〉	秋田市環境部環境保全課 018-888-5711	○	○	—	作業開始日の 14日前まで
廃石綿等処理計画書 〈秋田市廃石綿等の適正な処理の推進に関する要綱〉	秋田市環境部廃棄物対策課 018-888-5713	○	○	—	作業開始日の 14日前まで
届出書 〈建設リサイクル法第10条〉	秋田市都市整備部 建築指導課018-888-5769	○ 特定建設資材への付着した石綿等の有無や除去等の措置、その他計画等について記載			作業開始日の 7日前まで
建築物解体等作業届 〈石綿則第5条〉	秋田労働基準監督署 安全衛生課018-865-3671	△	△	—	作業開始前まで

※注 大防法:大気汚染防止法 石綿則:石綿障害予防規則

△工事計画届を提出している場合、提出不要

安衛法:労働安全衛生法 建設リサイクル法:建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(施行規則)

## PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物について

### ■廃電気機器(トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器など)に注意してください。

(主な法令等:PCB廃棄物特別措置法、廃棄物処理法、電気事業法、建設リサイクル法)

所有者は、廃電気機器やシーリング材について**PCB含有の有無の調査**をする必要があります。

工事業者は、PCBが含まれている廃電気機器を引き取ることはできません。

問合せ先 秋田市環境部廃棄物対策課 電話 018-888-5713

## フロン類(CFC、HCFC、HFC)について

### ■業務用冷凍冷蔵庫・業務用エアコン等はフロンの回収が必要です。

(主な法令等:フロン排出抑制法、家電リサイクル法、高圧ガス保安法、建設リサイクル法)

工事業者は、建築物・工作物の解体工事等に**着手する前**に、フロン類を含む業務用冷凍空調機器等の設置の有無を確認し、その結果を**発注者に書面で説明**しなければなりません。

工事業者は、発注者から解体工事等と併せてフロン回収を依頼された場合は、都道府県知事の登録を受けた**第一種フロン類充填回収業者**に引き渡してください。

家庭用のエアコンや冷蔵庫は家電リサイクル法に基づいて適正に処理してください。

問合せ先 秋田県生活環境部環境管理課 電話 018-860-1571

## 周辺への危害等の防止について

### ■建築物の建築、修繕、模様替又は除却のための工事(以下、「建築工事」という。)の施工にあたって、危害等を防止するために必要な措置を行うようにしてください。

(主な法令等:建築基準法および同法施行令、建設工事公衆災害防止対策要綱)

一定規模以上の建築工事を行う場合、工事現場のまわりに仮囲い等を設けなければなりません。

施工条件により、工事現場の周囲に対して落下物による危害を防止するための措置が必要です。

車両の出入りが頻繁で、出入口を開放しておく場合、見張員を配置し、公衆の出入りを防止するとともに出入りする車両の誘導を行うようにしてください。

解体時における破片や粉じんの飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生、仮囲いの設置、散水等を行うようにしてください。

## その他の届出について

### ■建築物の除却の届出

建替えを伴わない除却工事を行う場合で、除却工事部分の床面積の合計が10㎡を超える場合は、事前に**建築物除却届**を届け出なければなりません。(建築基準法第15条)

建替えの場合は、建築確認申請時に建築工事届の第4面に記入してください。

問合せ先 秋田市都市整備部建築指導課 電話 018-888-5769

### ■家屋を取り壊したとき

家屋の全部または一部を取り壊したときは、年内に**家屋滅失届**を提出してください。

問合せ先 秋田市企画財政部資産税課 電話 018-888-5477

登記済の家屋を取り壊した場合は、法務局で**滅失登記**の手続きが必要となります。

問合せ先 秋田地方法務局 電話 018-862-6531

### ■ガス管確認

ガス管の**損傷事故防止**のため、東部ガス株式会社へガス管理設状況の確認をお願いします。

問合せ先 東部ガス株式会社 秋田支社 電話 018-837-6811

注 PCB廃棄物特別措置法:ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法  
廃棄物処理法:廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
フロン排出抑制法:フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律  
家電リサイクル法:特定家庭用機器再商品化法  
建設リサイクル法:建設工事に係る資材の再資源化に関する法律